

排水機場管理等支援業務積算基準(案)

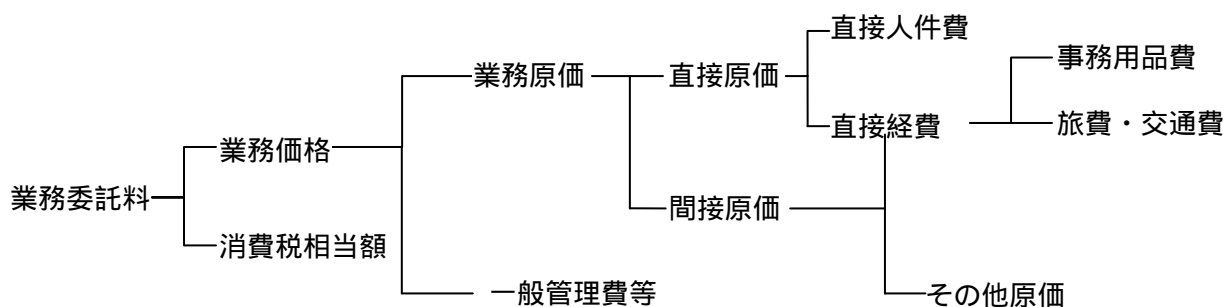
1. 適用範囲

この積算基準は、近畿地方整備局が排水機場等管理支援業務を委託する場合に適用するものとする。

2. 排水機場等管理支援業務

(1) 業務委託料

業務委託料の構成



業務委託料構成費目の内容

イ 直接原価

(イ) 直接人件費

直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。

(ロ) 直接経費

直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。

a 事務用品費

b 旅費交通費

ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。

ロ 間接原価

(イ) その他原価

その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び

付加利益とする。

二 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

(2) 業務委託料の積算

イ 直接人件費

(イ) 業務打合せ

調査職員との打合せとして、1業務当たり1回/月の業務打合せに必要な管理技術者(技師A)を0.5人/日計上することを標準とする。

(ロ) 指揮・監督

管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月当たり1.0人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

打合せ場所は、施設を所管する事務所を標準とする。

(ハ) 直接人件費

業務処理に従事する技術者は、技術員とする。

時間単位の算定は、次表を標準とする。

[時間単位の算定]

対象時間	時間帯	1時間当たり単価
5h~22h	始めの8時間	基準日額×1/8・・・
	8時間をこえる部分	×構成比×1.25
22h~5h	始めの8時間	+ ×構成比×0.25
	8時間をこえる部分	×構成比×1.5

ロ 直接経費

(イ) 直接経費

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

八 その他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{その他原価}) = (\text{直接人件費}) \times \quad / (1 - \quad)$$

ただし、 \quad は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

二 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

$$(\text{一般管理費等}) = (\text{業務原価}) \times \quad / (1 - \quad)$$

ただし、 \quad は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、25%とする。